

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年8月22日

会社名 日本マリタイムバンク株式会社
代表者名 代表取締役社長 昼田将司
問合せ先 取締役管理本部長 甘利知士
TEL (03)6262-8683
URL <https://corporate.nmb.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の効率化をはかると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えております。また、当社グループは、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実をはかりながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、当社グループの所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営をおこなっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アップヒル	1,800,000	48.65%
昼田 将司	730,000	19.73%
GAURAV SANJAY MEHTA (常任代理人 阿部廣)	350,000	9.46%
株式会社橘屋	300,000	8.11%
木村商事株式会社	200,000	5.41%
UNITED SKY SHIPPING PTE. LTD. (常任代理人 株式会社ガルバ興業)	150,000	4.05%
SHORES TRADING & SHIPPING PTE. LTD. (常任代理人 木村商事株式会社)	100,000	2.70%
片座 雅志	70,000	1.89%

支配株主名	昼田 将司
-------	-------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社アップヒルは、代表取締役社長昼田将司氏により総株主の議決権の過半数が所有され、同氏が代表取締役を務める資産管理会社になります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	1月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。</p> <p>なお、当社グループでは、子会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けるとともに取締役会においてその有無等を報告しております。また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
上田 一輝	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
上田 一輝	—	該当事項は、ありません。	同氏は、マーケティング及び企業経営に関する知識・経験を有していることから、有益な助言や提言をいただけること、当社の経営に対する監視、監督機能を発揮していただくことを期待して社外取締役として招聘しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	設置していない
----------------------------	---------

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	3名以内
監査役員数	2名

監査役、監査法人、内部監査部門の連携状況

<p>当社は、オリエント監査法人との間で金融商品取引法に準じた財務諸表に関する監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。</p> <p>また、当社は社外監査役及び内部監査部長を構成員する月一度の監査役協議会において、監査に関する方針や計画を協議し、企業の業務運営や財務状況の監査を行うとともに、内部監査部長との間で、監査実施状況に関して適宜、協議・連携を行っております。</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早瀬 幸利	他の会社の出身者													
菊池 貴之	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先 (f、g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
早瀬 幸利	—	該当事項は、ありません。	同氏は、海運会社において代表取締役専務として経営に携わった経験があり、船舶・海運に関する知見及び企業経営に関する知見に基づく助言等を通じ、当社の経営に対する監視、監督機能を発揮していただくことを期待して社外監査役として招聘しております。
菊池 貴之	—	該当事項は、ありません。	同氏は、公認会計士としての高い専門知識を有し、また監査法人の代表社員としての高い見識に基づく助言等を通じて、当社の経営に対する監視、監督機能を発揮していただくことを期待して社外監査役として招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	なし
-----------------	----

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当事項に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別の報酬開示は行っておりません。なお、全取締役の報酬総額および社外取締役の報酬総額は開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等については限度額を株主総会で決議しております。各取締役の報酬額の決定は当該限度額の枠内で代表取締役社長に一任することを取締役会で決議しております。代表取締役社長は、各取締役の業績評価等を勘案のうえ個別報酬額を決定した後、取締役会に報告しております。

なお、当社は役員選任及び役員報酬の決定に関して経営陣に助言や提案を行う任意の諮問委員会を設置しており、同委員会は管理本部担当取締役1名及び社外監査役2名により構成されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、必要に応じて担当部署から情報共有に努めるとともに、重要事項については取締役会開催前に事前報告や説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 会計監査

当社グループは、オリエント監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けており、2025年1月期において監査を執行した公認会計士は神戸宏明氏、小野陽介氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(4) 内部監査

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査部（専任者1名）を主管部署として内部監査を実施しております。内部監査部は、独立性を確保しながら、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時取締役会（代表取締役社長含む）及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査部、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしております。

(5) リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、委員長1名（代表取締役社長 昼田将司）、副委員長1名及び2名以上の委員により構成され、主に、リスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握等に関する事項、コンプライアンスに関する社内規程等の制定及び改廃等に関する立案やコンプライアンスの推進等に関する事項について協議しております。四半期毎に1回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

(6) 各会議体

当社は、第二種金融商品取引業登録及び貸金業登録をし、当社グループにおいてコミッション事業及びアセット事業を展開しております。アセット事業における船舶融資サービスを展開する場合、融資審査協議会にて審査を実施しております。コミッション事業における船舶クラウドファンディングにおいてファンドを組成する場合、ファンド審査協議会にて審査を実施しております。また、事業部門と審査部門との間における案件状況の情報共有のために、案件委員会を必要に応じて適宜開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	実施しておりません。
集中日を回避した株主総会の設定	実施しておりません。当社は1月決算であり定時株主総会の開催時期は4月であるため、わが国で最も多い3月決算会社の株主総会が集中する6月開催と比較すると、開催日が集中することは少ないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	実施しておりません。株主の状況等を鑑みて、必要に

	応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	実施しておりません。株主の状況等を鑑みて、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	対象株主に対して個別に実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	—
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	—
海外投資家向けに定期的説明会を開催	—
IR資料をホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知、発行者情報等を掲載する予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にて対応してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	実施しておりません。今後の検討課題と認識しており、検討してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	実施しておりません。今後の検討課題と認識しており、検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	実施しておりません。今後の検討課題と認識しており、検討してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実により内部統制の実効性を高めてまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力の排除に関する基本方針

当社グループは、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力との一切の関与を排除する方針を定めています。取引開始前には、相手方が反社会的勢力に該当しないことを確認する調査を実施し、契約には関係が判明した場合の解除条項を明記しています。既存の取引先についても、原則として年1回の調査を行い、反社会的勢力と判明した場合は速やかに関係を解消します。また、役員・従業員の採用時や昇格時にも調査を行い、関係の有無を確認するとともに、反社会的勢力と一切関係がない旨の誓約書を徴求しています。さらに、警察や関係機関、顧問弁護士と連携し、適切な対応を講じる体制を整えています。社員への研修や情報収集を通じて、反社会的勢力の排除に向けた社内管理体制の強化にも努めています。

また、当社グループは、第二種金融商品取引業に関する業務規程「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき、第二種金融商品取引業務における反社会的勢力との一切の関与を排除する方針を定めています。取引開始時には、適切な調査を実施し、契約書には関係が判明した場合の解除条項を明記しています。また、取引中に反社会的勢力との関係が確認された場合、直ちに取引を停止し、必要な措置を講じます。さらに警察や関係機関と連携し、法的対応を含めた厳格な管理体制を維持しています。

2. 反社会的勢力の排除に向けた整備状況

当社グループは、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入し、必要な情報提供を受けるとともに、警察や顧問弁護士と協働することにより、反社会的勢力との関与を未然に防止する体制を整えています。不当要求防止責任者は、取締役管理本部長を選任し、不当要求防止責任者講習を受講しております。

その他、外国法人および外国人のチェックにつきましては、

Refinitivを活用し、取引開始時にスクリーニングを実施し、リスクのある取引先を特定する体制を整えています。内国個人投資家および内国法人顧客に関しては、顧客管理規程に基づき、取引開始時および毎月、「クレンジングアシスト」によりスクリーニングを実施し、反社会的勢力の人物が含まれていないか確認しています。

V. その他

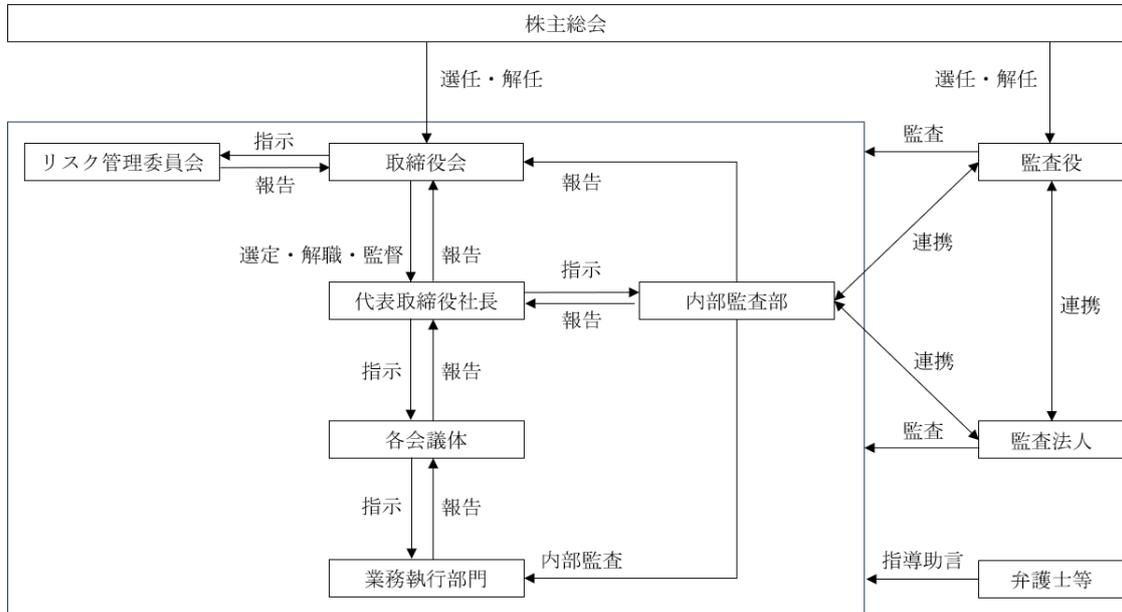
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入	なし
-------------	----

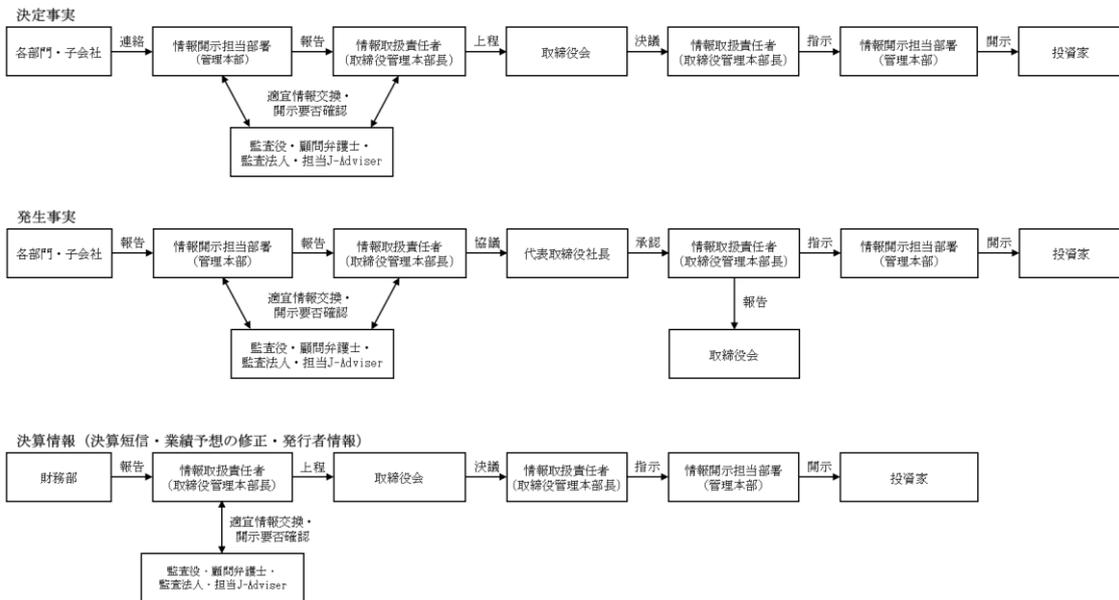
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上